公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２６年（フ）第１３号
宮城県大崎市古川諏訪３丁目５番25―406号藤ガーデンハイツ、従前の住所宮城県大崎市古川新田字上宿29番地
債務者　野田　智夫
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金澤　孝司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２６年（フ）第１４４号
高知市高見町388番地１
債務者　弘井　　旭
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１４５号
高知市高見町388番地１
債務者　弘井　絹代
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１６３号
高知市東秦泉寺166番地３
債務者　川澤　　明
1　決定年月日時　平成26年６月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　　嶺
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９号
福島県本宮市本宮字土樋32番地５
債務者　川名　　信
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　二瓶　貴之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月５日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第１８５号
兵庫県芦屋市潮見町13番12号
債務者　しそう薬局こと　久保　恵子
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　行夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２３２号
兵庫県尼崎市久々知２丁目２番４号フィオーレ203
債務者　倉橋　住男
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴崎　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１号
福岡県遠賀郡岡垣町旭台２丁目23番９号
債務者　松尾　孝仁
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　緒方　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月２日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５７号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町７番11号
債務者　脇田　賢二
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第１５８号
福岡県遠賀郡芦屋町正門町７番11号
債務者　脇田　広子
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑中　　潤
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月４日午前11時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第９１号
埼玉県比企郡小川町大字小川816番地２ヴェルデ小川Ｂ棟209、前住所埼玉県狭山市大字北入曽936番地の１
債務者　丸内　　央
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西里　壮史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月27日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１５６号
旭川市豊岡７条４丁目５番１号　イーストリッチ406号室
債務者　高田　　恵
1　決定年月日時　平成26年６月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　孝幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月21日午後２時20分
5　免責意見申述期間　平成26年８月14日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５号
茨城県高萩市大字中戸川1607番地
債務者　角鈴こと　鈴木　淳一
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　茂木　博男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第３６号
茨城県日立市鮎川町３丁目５番６―306号
債務者　根目澤章三
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　会沢　克男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月１日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第８３９号
愛知県小牧市大字北外山1488番地１　Ａ号、従前の住所浜松市中区神田町156番地　ヴィアレ神田町406号
債務者　嶋屋　浩二
1　決定年月日時　平成26年６月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　尚記
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月３日午後３時10分
5　免責意見申述期間　平成26年８月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部